

求 意 見 事 項 例

- 1 借地条件変更申立事件（非堅固建物所有目的から堅固建物所有目的への変更の場合）と増改築許可申立事件との併合申立事件
 - ① 本件土地は、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により、堅固な建物の築造を相当とするに至ったものと認められるか。
 - ② 本件増改築は、その規模、構造、敷地の面積からして本件土地の通常の利用上相当と認められるか。また、増改築につき、隣地に対する影響から許可を不相当とする事情があるか。
 - ③ 条件変更が認められる場合、相手方に対する財産上の給付が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。
 - ④ 増改築を許可する場合、相手方に対する財産上の給付が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。
 - ⑤ 借地条件の変更が認められ、又は増改築を許可する場合、本件土地の地代を増額する必要があるか。あるとしたら、いくらが相当か。

- 2 借地条件変更申立事件（非堅固建物所有目的から堅固建物所有目的への変更の場合）
 - ① 本件土地は、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により、堅固な建物の築造を相当とするに至ったものと認められるか。
 - ② 条件変更が認められる場合、相手方に対する財産上の給付が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。
 - ③ 条件変更が認められる場合、本件土地の地代の増額が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。

- 3 増改築許可申立事件
 - ① 本件増改築は、その規模、構造、敷地の面積からして本件土地の通常の利用上相当と認められるか。また、増改築につき、隣地に対する影響から許可を不相当とする事情があるか。
 - ② 増改築を許可する場合、相手方に対する財産上の給付が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。
 - ③ 増改築を許可する場合、本件土地の地代を増額する必要があるか。あるとしたら、いくらが相当か。

- 4 賃借権譲渡許可申立事件
 - ① 本件借地権の譲渡を許可する場合、相手方に対する財産上の給付が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。
 - ② 本件土地の地代を増額する必要があるか。あるとしたら、いくらが相当か。

- 5 競売又は公売に伴う賃借権譲受許可申立事件
 - ① 本件借地権の譲受けを許可する場合、相手方に対する財産上の給付が必要であるか。あるとしたら、いくらが相当か。

② 本件土地の地代を増額する必要があるか。あるとしたら、いくらが相当か。

6 借地権設定者の建物及び賃借権譲受申立事件

①② 4又は5の①及び②に同じ

③ 相手方が本件建物及び借地権を譲り受ける場合、その対価はいくらが相当か。